

札幌リュージュ連盟規約

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 目的及び事業 (第 3 条～第 5 条)
- 第 3 章 会員 (第 6 条～第 11 条)
- 第 4 章 正会員総会 (第 12 条～第 18 条)
- 第 5 章 役員 (第 19 条～第 25 条)
- 第 6 章 理事会 (第 26 条～第 32 条)
- 第 7 章 部門 (第 33 条・第 34 条)
- 第 8 章 事業及び資産・会計 (第 35 条～第 37 条)
- 第 9 章 規約の変更及び解散等 (第 38 条・第 39 条)
- 第 10 章 事務局 (第 40 条)
- 第 11 章 補則 (第 41 条)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、札幌リュージュ連盟と称し、英文では、「LUGE ASSOCIATION SAPPORO」(略称「LAS」)とする。

(事務所)

第 2 条 この団体は、事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この団体は、札幌市のリュージュ競技を統括代表する団体としてリュージュ競技の普及及び振興を図り、スポーツ文化を創造し活力ある社会と人の発展に貢献する事を目的とする。

(事業)

第 4 条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) リュージュ競技の普及・振興
- (2) 一般財団法人札幌体育協会へ加盟して当該両団体の実施事業

への協力

- (3) 北海道リ्यूージュ連盟へ加盟して道連盟実施事業への協力及びリ्यूージュ競技の全道的展開への貢献
- (4) リ्यूージュ競技に関する大会及び講習会の開催
- (5) リ्यूージュ競技場の造成・整備・維持・管理及び運営に関する指導助言
- (6) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 この団体の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 3 0 日に終わる。

第 3 章 会員

(団体の構成)

第 6 条 この団体に会員を置く。

(1) 正会員

この団体の目的に賛同して事業に参画する個人又は団体。
正会員をもって、この団体へ加盟したものとする。

(2) 賛助会員

この団体の目的に賛同して事業を応援・支援し賛助する個人又は団体。

(入会)

第 7 条 会員として入会する者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申込を行い理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、この団体の活動に必要な経費に充てるために別に定める額を会費として支払わなければならない。

2 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第 9 条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会する事ができる。

(除名)

第 1 0 条 会員が次のいずれかに該当するときは、正会員総会の決議によって

当該会員を除名する事ができる。

- (1) この規約その他の規定に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 第9条及び第10条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡又は所属団体が解散したとき。

第4章 正会員総会

(構成)

第12条 正会員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 正会員総会は、定時正会員総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 正会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、正会員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の決定による請求があったときは、4週間以内の日を正会員総会の日として正会員総会を招集しなければならない。
- 4 正会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の2週間までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 正会員総会の議場は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員総会における議決権は、正会員1個人及び1団体につき1個とする。

(決議)

第17条 正会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 規約の変更

(4) 解散

3 正会員総会に出席する事ができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においてその正会員は出席した者とみなす。

(議事録)

第18条 正会員総会の議事については、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上30名以内

(2) 監事は1名以上2名以内

2 理事のうち、1名の会長、1名以上2名以内の副会長、1名の理事長、1名以上2名以内の副理事長、1名以上8名以内の常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この団体の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この規約で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの団体の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この団体の業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、この団体の業務を執行する。
- 6 常務理事は、会長、副会長、理事長及び副理事長を補佐して理事会の決定に基づき業務を執行及び推進する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業も報告を求め、この団体の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、正会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をする

ことができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この団体に理事会及び常務理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この団体の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

2 常務理事会は、理事会の決定に基づく業務の執行及び推進をする。

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した招集の請求があったとき

4 常務理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。なお常務理事会は、構成理事の過半数の出席がなければ開催する事ができない。

(招集)

第29条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の理事を代理人として議決権を行使することができる。この場合においてその理事は出席した者とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項について理事の書面又は電磁的方法による意思表示をもって理事会の決議があった物とみなすことができる。
- 3 常務理事会の決議は、構成理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会及び常務理事会の議事については、議長及び出席した理事のうちからその理事会又は常務理事会において選任された理事が記名押印又は署名する。

第7章 部門

(部門)

第33条 この団体には、事業の円滑な推進を図るため、次の部門を置く。

- (1) 選手強化部門
- (2) 大会・審判部門
- (3) 総務部門

- 2 各部門の任務、組織、運営その他必要な事項は、理事会において定める。

(臨時の部門)

第34条 この団体には、必要に応じて臨時の部門を置くことができる。

- 2 臨時の部門に関し、必要な事項は、理事会において定める。

第8章 事業及び資産・会計

(事業計画及び収支予算)

第35条 この団体の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の日

の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び決算の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別会計)

第37条 この団体には、必要に応じて特別会計を設けることができる。

2 特別会計を設ける場合は、理事会の議決を経なければならない。

第9章 規約の変更及び解散等

(規約の変更)

第38条 この規約は、正会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この団体は、正会員総会の決議により解散する。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 この団体には、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には局長及び局員置き、理事会の決議に基づき会長が任免する。

第11章 補則

(委任)

第41条 この規約に定めるもののほか、この団体の運営に関する必要な事項は、理事会の決議に寄り、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成28年10月19日から施行する。